

さいたま市サイクルサポート施設の募集及び認定に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱は、自転車利用者の利便性向上や快適なサイクリング環境の向上を図り、更なる自転車利用の促進及び本市の魅力と活力向上に資するため、さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～に基づき、サイクルサポート施設を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱においてサイクルサポート施設とは、自転車利用者が気軽に立ち寄り、休憩や自転車整備を行うことができるなど、自転車利用者向けのサービスを提供する施設をいう。

(認定条件)

第3条 サイクルサポート施設の認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) さいたま市内に所在する施設の事業者又は体育館や公民館などの公共公益施設の管理者であること。
- (2) 運営する施設において、自転車利用者に次に掲げるサービスその他のサービスを提供できるものであること。
 - ア 駐輪スペースを提供すること。
 - イ 利用者にトイレを貸出しすること。
 - ウ 利用者に水道を開放すること。
 - エ 利用者が座って休憩できる場所を提供すること。
- (3) PR用のぼり旗又はステッカーを掲示し、自転車利用者へサービスを継続的に行うことができるものであること。

(認定対象外)

第4条 次の各号に該当する事業者は、サイクルサポート施設として認定しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種又は類似の業種
- (2) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (3) 各種法令に違反している事業者
- (4) その他、市長が認定に適さないと判断するもの。

(貸出備品)

第5条 サイクルサポート施設の認定を受けたものは、次の各号に掲げ

る備品を市より借り受けることができる。ただし、貸出期間は1年間とする。

- (1) 自転車用ラック
- (2) 自転車用工具
- (3) 空気入れ
- (4) のぼり旗、ステッカー

(申請)

第6条 サイクルサポート施設の認定を受けようとするものは、サイクルサポート施設認定申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(選考)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果をサイクルサポート施設認定書(様式2号)により通知するものとする。なお、申請内容に疑義がある場合、市長は、現地調査及び申請者との面談を行い、その内容を確認するものとする。

(広報)

第8条 市長は、認定した施設の情報 ホームページ等に掲載し、施設のPRを行うものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、サイクルサポート施設の認定を受けた場合、次に各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サイクルサポート施設としての機能を維持するため、施設を適正に管理すること。
- (2) 施設利用者と積極的に交流を図ること。
- (3) 市から貸与された備品は、破損や事故等が無いよう、適正に管理すること。万が一破損等を確認した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに市長まで報告すること。
- (4) サイクルサポート施設としての活動を終了する、又は申請内容を変更する等の場合は、速やかに市長まで報告すること。

(認定の取消し)

第10条 市長は、事業者が前条に掲げる事項を遵守できないと判断した場合、及びその他市長が必要と認める場合は認定を取り消すことができる。

(免責事項)

第11条 さいたま市は、次に掲げる損害について、一切の責任を負わない。

- (1) 備品の破損等により、利用者に生じた損害
- (2) 利用者間又は利用者と第三者との間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じた損害

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。